

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年2月25日
【会社名】	株式会社トライアイズ
【英訳名】	Trils Incorporated
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 東郷 薫
【本店の所在の場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03-3221-0211
【事務連絡者氏名】	管理部長 高橋 圭紀
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区紀尾井町4番1号
【電話番号】	03-3221-0211
【事務連絡者氏名】	管理部長 高橋 圭紀
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券（行使価額修正条項付新株予約権付社債券等）
【届出の対象とした募集金額】	（第17回新株予約権） その他の者に対する割当 2,515,900円 新株予約権証券の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 865,885,900円 （注） 新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は、全ての本新株予約権が当初の行使価額で行使されたと仮定して算出された金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われないう場合及び当社が本新株予約権を取得し、又は買い取って消却した場合には、新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額は減少する可能性があります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券(第17回新株予約権証券)】

(1)【募集の条件】

発行数	18,100個(新株予約権1個につき100株)
発行価額の総額	2,515,900円
発行価格	新株予約権1個につき139円(新株予約権の目的である株式1株当たり1.39円)
申込手数料	該当事項はありません。
申込単位	1個
申込期間	2026年3月16日
申込証拠金	該当事項はありません。
申込取扱場所	株式会社トライアイズ 東京都千代田区紀尾井町4番1号
払込期日	2026年3月16日
割当日	2026年3月16日
払込取扱場所	株式会社三井住友銀行 王子支店

- (注) 1. 第17回新株予約権証券(以下「本新株予約権」といいます。)の発行については、2026年2月25日に開催された当社取締役会決議によるものであります。
2. 申込み及び払込みの方法は、当社及びチャレンジ2号投資事業組合(以下、「割当予定先」といいます。)との間で本新株予約権に係る買受契約(以下、「本買受契約」といいます。)を締結し、払込期日までに上記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。
3. 本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに本新株予約権の割当予定先との間で本買受契約を締結しない場合は、本新株予約権に係る割当は行われなないこととなります。
4. 本新株予約権の募集は、第三者割当の方法によります。

(2)【新株予約権の内容等】

<p>当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,810,000株、割当株式数(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄第1項に定義する。)は100株で確定しており、株価の上昇又は下落により行使価額(別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第1項第(2)号に定義する。)が修正されても変化しない(但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整されることがある。)。なお、株価の上昇又は下落により行使価額が修正された場合、本新株予約権による資金調達額は増加又は減少する。 2. 行使価額の修正基準: 本新株予約権の発行後、行使価額は、別記「(2)新株予約権の内容等(注)」第7項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日(以下「修正日」という。)に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)の90%に相当する金額(1円未満切り上げ。)に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が下限行使価額(本欄第4項に定める。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。なお、「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。 3. 行使価額の修正頻度: 行使の際に本欄第2項に記載の条件に該当する都度、修正される。 4. 行使価額の下限: 当初239円(発行決議日直前取引日の終値の50%に相当する金額)(但し、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項の規定を準用して調整される。) 5. 割当株式数の上限: 本新株予約権の目的となる株式の総数は1,810,000株(本有価証券届出書提出日現在の当社発行済普通株式総数8,300,000株に対する割合は、21.81%(小数第3位の端数を四捨五入した値))。但し、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に記載のとおり、調整される場合がある。 6. 本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額の下限(本欄第4項に記載の行使価額の下限にて本新株予約権が全て行使された場合の資金調達額): 435,105,900円(但し、本新株予約権は行使されない可能性がある。) 7. 本新株予約権には、当社取締役会の決議により本新株予約権の全部又は一部の取得を可能とする条項が設けられている(詳細は、別記「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」欄を参照)。
<p>新株予約権の目的となる株式の種類</p>	<p>株式会社トライアイズ 普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式である。 なお、当社普通株式の単元株式数は、100株である。</p>
<p>新株予約権の目的となる株式の数</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本新株予約権の目的となる株式の種類及び数 本新株予約権の目的となる株式の種類及び総数は、当社普通株式(別記「新株予約権の目的となる株式の種類」欄に定義)1,810,000株(本新株予約権1個あたりの目的である株式の数は(別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄に定義)は100株)とする。但し、本欄第2項乃至第4項により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後割当株式数に応じて調整されるものとする。 2. 当社が当社普通株式の分割、無償割当て又は併合(以下「株式分割等」と総称する。)を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。 調整後割当株式数 = 調整前割当株式数 × 株式分割等の比率 3. 当社が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に従って行使価額(同欄第2項に定義する。)の調整を行う場合(但し、当社普通株式の分割又は無償割当てを原因とする場合を除く。)には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。 $\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$

	<p>4. 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第4項第(2)号及び第(6)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>5. 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
<p>新株予約権の行使時の払込金額</p>	<p>1. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額に割当株式数を乗じた額とする。</p> <p>2. 本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの価額(以下、「行使価額」という。)は、当初477円。但し、行使価額は本欄第3項又は第4項に定めるところに従い、修正又は調整されるものとする。</p> <p>3. 行使価額の修正 本新株予約権の発行後、行使価額は、修正日に、修正日の直前取引日(同日に終値がない場合には、その直前の終値のある取引日をいう。)の終値の90%に相当する金額(1円未満切り上げ。)に修正される。但し、本項による算出の結果得られた金額が239円(以下「下限行使価額」といい、本欄第4項の規定を準用して調整される。)を下回る場合には、行使価額は下限行使価額とする。</p> <p>4. 行使価額の調整</p> <p>(1) 当社は、本新株予約権の発行後、下記(2)に掲げる各事由により当社の発行済普通株式の総数に変更が生じる場合又は変更が生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下、「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$ <p>(2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及び調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。</p> <p>本項(4)に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合(無償割当てによる場合を含む。)(但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とする譲渡制限付株式報酬として株式を発行又は処分する場合、新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び会社分割、株式交換、株式交付又は合併により当社普通株式を交付する場合を除く。)</p> <p>調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。)以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。</p> <p>株式の分割により普通株式を発行する場合 調整後行使価額は、株式の分割のための基準日の翌日以降これを適用する。</p>

本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は本項(4) に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（無償割当ての場合を含む。但し、当社の役員及び従業員並びに当社子会社の役員及び従業員を対象とするストック・オプションを発行する場合を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（新株予約権の場合は割当日）以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日以降これを適用する。但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに本項(4) に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、当該取得請求権付株式若しくは取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）に関して、当該調整前に上記による行使価額の調整が行われている場合には、調整後行使価額は、当該調整を考慮して算出するものとする。

本項(2) から までの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、本項(2) 乃至 にかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日までに本新株予約権の行使請求をした本新株予約権者に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を追加的に交付する。この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨てるものとし、現金等による調整は行わない。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる場合は、行使価額の調整は行わない。但し、その後行使価額の調整を必要とする事由が発生し、行使価額を調整する場合には、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する時価は、調整後行使価額が初めて適用される日（但し、本項(2) の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日（終値のない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値とする。この場合、単純平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てるものとする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を初めて適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式の総数から、当該日において当社の保有する当社普通株式を控除した数とする。また、上記(2) の場合には、行使価額調整式で使用する新発行・処分株式数は、基準日において当社が有する当社普通株式に割り当てられる当社の普通株式数を含まないものとする。

	<p>(5) 上記(2)の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議のうえ、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。株式の併合、資本の減少、会社分割、株式移転、株式交換、株式交付又は合併のために行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。</p> <p>行使価額を調整すべき複数の事由が相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。</p> <p>(6) 上記第(2)号の規定にかかわらず、上記第(2)号に基づく調整後行使価額を適用する日が本欄第2項に基づく行使価額の修正が適用される日と一致する場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額及び下限行使価額の調整を行う。</p> <p>(7) 行使価額の調整を行うときは、当社は、調整後行使価額の適用開始日の前日までに、本新株予約権者に対し、かかる調整を行う旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、上記(2)に定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>865,885,900円</p> <p>(注) 別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第3項又は第4項により、行使価額が修正又は調整された場合には、上記株式の払込金額の総額は増加又は減少する。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記株式の払込金額の総額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格</p> <p>本新株予約権の行使により交付する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、別記「新株予約権の目的となる株式の数」欄記載の本新株予約権の目的である株式の総数で除した額とする。</p> <p>2. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金</p> <p>本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし(計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。)、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。</p>
新株予約権の行使期間	<p>2026年3月17日から2028年3月16日までの期間とする(但し、当該期日が取引日でない日に該当する場合は、その直後の取引日を期日とする)。</p>
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	<p>1. 新株予約権の行使請求の受付場所 株式会社トライアイズ</p> <p>2. 新株予約権の行使請求の取次場所 該当事項はありません。</p> <p>3. 新株予約権の行使請求の払込取扱場所 株式会社三井住友銀行 王子支店</p>
新株予約権の行使の条件	<p>本新株予約権の一部行使はできない。</p>
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	<p>1. 当社は、本新株予約権の取得が必要と当社取締役会が決議した場合は、2026年3月17日以降、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合には、抽選その他の合理的な方法により行うものとする。</p>

	<p>2. 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換契約、株式交付計画若しくは株式移転計画（以下「組織再編行為」という。）につき当社株主総会で承認決議した場合、会社法第273条及び第274条の規定に従って、取得日の2週間前までに通知をした上で、当該組織再編行為の効力発生日前に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。</p> <p>3. 当社は、当社が発行する普通株式が東京証券取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合には、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日から2週間後の日（休業日である場合には、その翌営業日とする。）に、本新株予約権1個当たり払込金額と同額で、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権の全部を取得することができる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	<p>1. 本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。</p> <p>2. 割当予定先は、当社の取締役会の承認決議を経て本新株予約権を他の者に譲渡する場合には、割当予定先の本契約上の地位及びこれに基づく権利義務も共に当該譲受人に対し譲渡するものとする。この場合、各当事者は、かかる譲渡に必要な措置を採るものとし、かかる譲渡以後、本買受契約中の「割当予定先」は当該譲受人の名称と読み替えられるものとする。本項に基づく割当予定先の義務は、当該譲受人及び本新株予約権のその後の全ての譲受人に承継されるものとする。</p>
代用払込みに関する事項	該当事項はありません。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項はありません。

（注）1. 本新株予約権の発行により今般の資金調達をしようとする理由

（1）募集の目的及び理由

当社は、純粋持株会社として、グループ会社を通じて、不動産投資事業 ファッションブランド事業、建設コンサルタント事業の3本の柱を軸に事業運営を行っております。不動産投資事業においては、国内不動産投資の本格展開に向けて2024年6月に宅地建物取引業免許を取得し、国内不動産の買取再販及び収益物件の拡充等を通じた収益性向上並びに資本効率性の追求に取り組んでおります。建設コンサルタント事業は、ダム・河川等の水関連分野を中心に国・地方自治体等の事業執行を支援しており、防災・減災・国土強靱化に係る需要が高まる中、能登半島地震の復興支援にも参画し、水系インフラを中心とした復興事業に携わっております。

ファッションブランド事業は、ライセンスビジネスを行っております。ライセンスビジネスとは知的財産（特許、著作権、商標など）を所有する企業（ライセンサー）が、他の企業（ライセンシー）にその使用を許可し、対価として使用料を得るビジネスモデルであり、当社では「CLATHAS」ブランドを中心にライセンスビジネスを展開しております。

当社は、従前はハワイを中心に不動産投資事業を行ってまいりましたが、為替動向の大きな変動や、その他海外投資特有のリスクを考慮した結果、2023年度以降、国内不動産投資事業の成長を中核に据えて経営資源を配分する方針を掲げております。あわせて、投資事業における事業領域として「買取再販事業」「賃貸事業」「開発事業」「地方創生事業」の4つに整理しております。不動産投資事業を取り巻く環境については、当社が参照する市場データにおいて、東京23区の中古マンション市場における成約㎡単価の上昇等が示される一方、住宅ローン金利動向等の外部環境については引き続き注視が必要であると認識しております。

このような事業環境認識の下、当社は、不動産投資事業における業績目標として営業利益の増加を重要指標とし、毎期営業利益の増加を目指す旨を掲げております。また、グループ全体の中期計画においては、売上高、営業利益、経常利益、当期純利益の計画値を示すとともに、売上高営業利益率及び自己資本利益率（ROE）等の指標についても計画値を示しております。

当社は、宅地建物取引業免許の取得を踏まえ、買取再販事業の拡充を重要施策として位置付け、収益性及び資本効率性の向上を通じた企業価値向上を図る方針です。具体的には、投資対象として、（ ）安定的な賃料収入が見込まれる収益物件（主として一棟物件）及び（ ）流動性・需要が相対的に高いと見込まれる築浅の区分所有物件等を想定しております。これらの物件について、取得後、修繕・リノベーション、運営改善、リーシング強化等により付加価値の向上（バリューアップ）を図った上で、概ね1～2年程度を目途に売却し、回収資金を次の投資へ再投下することにより、買取再販を継続的に実施し収益化を図ることを基本戦略としております。もっとも、当該買取再販モデルは、物件取得・改修等に係る資金が先行し、案件の発生・進捗に応じて資金需要が変動し得る特性があるため、投資機会を逸することなく、かつ取得交渉等を機動的に進める観点から、一定の自己資金を確保しておくことが重要であると考えております。

加えて、当社は、2025年7月以降、企業価値及び市場評価の向上を通じた時価総額の向上を図るため、事業ポートフォリオの再構築及び成長戦略の一環として、M&A並びに資本業務提携等の戦略的提携（以下「M&A等」といいます。）を重要施策の一つとして位置付けております。

なお、当社は2025年12月29日付で上場市場の変更を行ったものの、従前想定していた成長軌道及びそれに伴う企業価値・時価総額水準の実現を引き続き目標としております。これまでは、当社グループの事業基盤の強化を目的として、主に不動産事業やファッションブランド事業に関連するM&A等（例えば、濱野皮革工藝に関する取組み）を実施してきた一方で、市場からの評価に十分に結び付いていないとの認識もあったため、今後は「テーマ性のあるM&A」を通じて、成長性と安定性の両立を図りつつ、継続的な企業価値向上に資する事業基盤の構築を目指しております。具体的には、業界を当社の既存事業に関連する事業領域に限定した従来型のロールアップに加え、ブランド力や長年にわたり培われた顧客基盤を有し、安定的な収益基盤を有する老舗・中堅企業等を主な対象として、AI等のテクノロジーを活用したPMI（統合後の経営改善・高度化）により、対象会社の競争力強化及び収益性改善を図り、グループ全体での付加価値創出を実現する方針です。また、M&A等においては、投資機会を逸することなく、かつ相手方との交渉を機動的に進める観点からも、一定の自己資金を確保しておくことが重要であると考えております。

以上を踏まえ、当社は、買取再販事業の拡充を含む不動産投資の推進並びにM&A等の実行に必要な投資余力を確保し、当社の成長戦略を加速させるため、本新株予約権の発行により資本市場から機動的な資金調達手段を確保することが必要であると判断いたしました。

(2) 資金調達方法の概要

本新株予約権の発行は、当社が割当予定先に本新株予約権を割り当て、割当予定先による行使に伴い当社が払込みを受けることで資金を調達する仕組みであります。

当社が行使価額修正条項付新株予約権（いわゆるMSワラント）を採用した理由は、当社の資金需要及び市場環境等を総合的に勘案した結果、普通株式の発行と異なり、発行時点で一度に希薄化が顕在化するのではなく、行使の進捗に応じて段階的に希薄化が進行する設計であることから、既存株主への影響に配慮しつつ機動的な資金調達が可能と判断したためです。

また、株価上昇局面では行使価額の上昇を通じて調達条件が改善し得る一方、株価下落局面でも行使価額が修正されることにより行使が進む可能性があり、市況変動下でも資金調達の実現可能性を高め得ることから、本新株予約権を発行することといたしました。

本新株予約権の当初行使価額は、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値と同額である477円とし、2026年3月17日以降、本新株予約権の行使期間の満了日まで、行使価額は、各修正日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合は、その直前の終値。以下この(2)において同じ。）の90%に相当する金額（1円未満切り上げ。以下この(2)において同じ。）に修正されます。

下限行使価額は、本発行決議日の前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値477円の50%に相当する金額である239円となります。上記の計算による修正後の行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合、行使価額は下限行使価額とします。

(3) 資金調達方法の選択理由

当社は、資金調達に際し、下記「他の資金調達方法との比較」に記載の各項目及び他の手段との比較を行い、また、下記「本資金調達スキームの特徴」に記載のメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先に対する第三者割当による本新株予約権による資金調達を採用いたしました。

本資金調達スキームは、以下の特徴を有しております。

「本資金調達スキームの特徴」

<メリット>

対象株式数の固定

本新株予約権の対象株式数は、発行当初から発行要項に示される1,810,000株で固定されており、将来的な市場株価の変動によって潜在株式数が変動することはありません。なお、株式分割等の一定の事由が生じた場合には、本新株予約権の発行要項に従って調整されることがあります。

株価上昇時における行使促進効果

当社株価が各行使価額を大きく上回って推移する局面においては、割当予定先が早期にキャピタル・ゲインを実現すべく速やかに行使を行う可能性があり、これにより迅速な資金調達が実現されます。

取得条項

本新株予約権は、2026年3月17日以降、当社取締役会で定める取得日の2週間前までに本新株予約権者に書面により通知することによって、残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権のそれぞれの発行価額と同額で取得することができる設計となっております。これにより、将来

的に当社の資金ニーズが後退した場合や資本政策方針が変更になった場合など、本新株予約権を取得することにより、希薄化の防止や資本政策の柔軟性が確保できます。

譲渡制限

本新株予約権は、割当予定先に対する第三者割当の方法により発行されるものであり、かつ本買受契約において譲渡制限が付されており、当社取締役会の承認がない限り、割当予定先から第三者へは譲渡されません。

<デメリット>

本新株予約権の行使により希薄化が生じる可能性

本新株予約権の対象株式数は発行当初から発行要項に示される1,810,000株で一定であり、最大増加株式数は固定されているものの、本新株予約権が行使された場合には、発行済株式総数が増加するため希薄化が生じます。

当初に満額の資金調達はできないこと

新株予約権の特徴として、割当予定先による行使があつて初めて、行使価額に対象株式数を乗じた金額の資金調達がなされます。本新株予約権は、原則として当社株価が当該行使価額を超えて初めて権利行使が行われます。そのため、本新株予約権の発行時に満額の資金調達が行われるわけではありません。したがって、当初に満額が調達される資金調達方法と比べると、実際に資金を調達するまでに時間が掛かる可能性があります。

株価低迷時に本新株予約権が行使されず資金調達が当初想定額を下回る可能性

株価が行使価額を下回って推移する場合には、割当予定先による本新株予約権の行使が進まず資金調達が困難となり、機動的な投資が阻害される可能性があります。

割当予定先が当社株式を市場売却することにより当社株価が下落する可能性

割当予定先の当社株式に対する保有方針は短期保有目的であることから、割当予定先が新株予約権を行使して取得した株式を売却することを前提としており、現在の当社株式の流動性に鑑みると、割当予定先による当社株式の売却により当社株価が下落する可能性があります。

<他の資金調達方法との比較>

当社が本資金調達を選択するに際して検討した他の資金調達方法は以下のとおりです。

1) 公募増資

株式の公募増資は、資金調達が当初から実現するものの、同時に1株当たり利益の希薄化を一度に引き起こすため、株価に対して直接的な影響を与える可能性があります。また、当社の現状の業績や時価総額、流動性等に鑑みると、公募増資を実施することは事実上も困難であると考えられることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断しました。

2) 株主割当増資

株主割当増資では、既存株主持分の希薄化は払拭されますが、調達額が割当先である既存株主の参加率に左右されることから、当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

3) 第三者割当による新株発行

新株発行の場合は、発行と同時に資金を調達することができますが、一方で、発行と同時に株式の希薄化が一度に起こってしまうため、既存株主の株式価値へ悪影響を及ぼす懸念があります。また、割当先が相当程度の議決権を保有する大株主となり、当社のコーポレートガバナンス及び株主構成に重要な影響を及ぼす可能性があることを踏まえ、現時点では適当な割当先が存在しないと判断いたしました。

4) 第三者割当による新株予約権付社債の発行

新株予約権付社債の場合は、発行と同時に資金を調達でき、また株式の希薄化は一気に進行しないというメリットがあるものの、社債の株式への転換が進まなかった場合、満期時に社債を償還する資金手当てが別途必要になります。また、転換又は償還が行われるまで利息負担が生じることにもなることから、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

5) 行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(MSCB)の発行

株価に連動して行使価額が修正される転換社債型新株予約権付社債(いわゆるMSCB)の発行条件及び行使条件は多様化していますが、一般的には、転換により交付される株式数が転換価額に応じて決定されるという構造上、転換の完了までに転換により交付される株式総数が確定しないため、株価に対する直接的な影響が大きく、今回の資金調達方法としては適切でないと判断いたしました。

6) 新株予約権無償割当による増資(ライツ・オフアリング)

いわゆるライツ・オフアリングには、金融商品取引業者と元引受契約を締結するコミットメント型ライツ・オフアリングと、そのような契約を締結せず、新株予約権の行使が株主の決定に委ねられるノンコミットメント型ライツ・オフアリングがありますが、コミットメント型ライツ・オフアリングについては、当社の現状の業績や時価総額、流動性等に鑑みると、コミット証券会社

を採ることは困難であることから、今回の資金調達方法として適当ではないと判断いたしました。また、ノンコミットメント型ライツ・オファリングについては、株主割当増資と同様に、調達額が割当先である既存株主又は市場で新株予約権を取得した者による新株予約権の行使率に左右されることから、ライツ・オファリングにおける一般的な行使価額のディスカウント率を前提とすると当社の資金需要の額に応じた資金調達が困難であるため、今回の資金調達手法としては適切でないと判断いたしました。

7) 金融機関からの借入や社債による調達

間接金融では金利や手数料等の費用負担が発生しますが、将来の財務リスクの軽減のため有利子負債の調達余力を残しておく必要があることから、その成長投資資金を全面的に金融機関からの借入等に依存することは適切でないと考えられます。したがって、今回の資金使途について全面的に負債調達によることは資本調達手法として適切でないと判断いたしました。

これらに対し、新株予約権の発行は、一般的に段階的に権利行使がなされるため、希薄化も緩やかに進むことが想定され、既存株主の株式価値への悪影響を緩和する効果が期待できます。また、本新株予約権は、2026年3月17日以降、本新株予約権者に当社取締役会で定める取得日の2週間前に通知することによって残存する新株予約権の全部又は一部を本新株予約権の発行価額と同額で取得することができることとなっており、希薄化の防止や資本政策の柔軟性を確保した設計としております。

以上の検討の結果、割当予定先から提案を受けた本新株予約権の発行による資金調達は、上記の他の資金調達方法よりも現実的な選択肢であり、既存株主の利益にもかなうものと判断いたしました。

2. 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあっては同項に規定するデリバティブ取引その他の取引として予定する取引の内容
該当事項はありません。
3. 本新株予約権に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取り決めの内容
当社が割当予定先との間で、金融商品取引法に基づく届出の効力発生後に締結する本買受契約には、上記「(注)1.(2)資金調達方法の概要及び(3)資金調達方法の選択理由」に記載した内容が含まれます。また、当社と割当予定先は、本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項及び同施行規則第436条第1項乃至第5項までの定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権の行使により取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使を制限するよう措置を講じる予定です。
4. 当社の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容
該当事項はありません。
5. 当社の株券の貸借に関する事項について割当予定先と当社の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めの内容
割当予定先と当社及び当社の特別利害関係者等との間において、本新株予約権の行使により取得する当社普通株式に関連して株券貸借に関する契約を締結しておらず、またその予定もありません。
6. その他投資者の保護を図るために必要な事項
該当事項はありません。
7. 本新株予約権の行使請求及び払込の方法
 - (1) 本新株予約権を行使する場合、上記「新株予約権の行使期間」欄記載の本新株予約権を行使することができる期間中に、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄記載の行使請求受付場所に対して行使請求に必要な事項を通知するものとします。
 - (2) 本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を、上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとします。
 - (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に必要な全部の事項が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第1項「新株予約権の行使請求の受付場所」に通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額が上記「新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所」欄第3項「新株予約権の行使請求の払込取扱場所」に定める口座に入金された日に発生します。
8. 本新株予約権証券の発行及び株式の交付方法
 - (1) 当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。
 - (2) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力が生じた日の4銀行営業日後の日に、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加記録を行うことによって株式を交付します。
9. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等
該当事項はありません。

（３）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

２【新規発行による手取金の使途】

（１）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
865,885,900	23,050,000	842,835,900

- （注）１．本新株予約権の発行価額の総額 2,515,900円
本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の合計額 863,370,000円
- ２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
- ３．発行諸費用の概算額は、弁護士費用（1,000千円）、新株予約権公正価値算定費用（1,500千円）、フィナンシャルアドバイザーに対するアドバイザー費用（20,000千円）、信用調査費用（250千円）、有価証券届出書作成費用（300千円）の合計額です。
- ４．払込金額の総額は、全ての本新株予約権が当初行使価額で行使された場合の金額であり、行使価額が修正又は調整された場合には、本新株予約権の払込金額の総額及び差引手取概算額は増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合又は当社が本新株予約権を取得し、又は買い取った場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少する可能性があります。

（２）【手取金の使途】

具体的な使途	金額（百万円）	支出予定時期
不動産投資資金	500	2026年３月から2027年６月
M & A等に係る資金	342	2026年３月から2028年３月
合計	842	

- （注）１．上記の金額は本新株予約権が全て当初行使価額で行使された場合の調達金額を基礎とした金額です。そのため、行使価額が調整された場合には、増加又は減少する可能性があります。また、本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合及び当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、減少する可能性があります。
- ２．当社は本新株予約権の払込みにより調達した資金を上記の資金使途に充当するまでの間、当該資金は銀行預金等にて安定的な資金管理を図る予定であります。

本新株予約権の発行により調達する資金の具体的な使途は以下の通りです。

不動産投資資金

当社は中期経営計画において、国内不動産投資事業を成長の中核と位置づけ、買取再販事業の拡充を重点施策として掲げております。本資金使途は、当該重点施策の実行（物件取得・改修・運営改善・売却による資金回転の確立）を通じて、営業利益の増加並びに売上高営業利益率及び自己資本利益率（ROE）の向上を図ることを目的とするものです。具体的には、収益物件（主として一棟物件）及び築浅の区分所有物件等、のべ５件から６件（１物件あたり約50～400百万円。手元資金と併せて充当を予定しております。）の取得資金に充当する予定であります。加えて、取得後の修繕・リノベーション、運営改善、リーシング強化等のバリューアップに係る費用、並びにこれらに付随する諸費用（仲介手数料、登記費用、各種税金、保険料、管理・運営関連費用等を含み、当該諸費用の合計は物件価格の３～５％を見込んでおります。）に充当する予定であります。なお、当社は、取得後概ね１～２年程度を目途に付加価値向上を図った上で売却し、回収資金を次の投資へ再投下することにより、買取再販を継続的に実施する方針であることから、案件の発生・進捗に応じて機動的に投資資金を充当できる体制を確保する必要があると考えております。

M & A等に係る資金

当社は、ブランド力や長年にわたり培われた顧客基盤を有し、安定的な収益基盤を有する老舗・中堅企業等を主な対象として、当社のテクノロジー活用（AI等）を活用したPMI（統合後の経営改善・高度化）を推進することにより、価値創出を図る方針です。具体的には、データ活用・業務自動化・需要予測・在庫/価格最適化等の施策により、収益性の改善及び成長性の向上が見込まれる企業を対象として、M & A等を段階的に検討・実行していく計画です。なお、当社が注力するテーマは、例えばAI、ロボティクス、金融工学、経営工学等であり、これらを組み合わせた取組みにより、対象企業の競争力強化及び経営効率の向上を目指します。

M & A 等に係る資金につきましては、当社の成長戦略の一環として検討するM & A 又は資本業務提携等に係る株式取得対価に加え、取得関連費用(FA費用、DD費用、法務・会計・税務等の専門家費用を含みます。)、並びにクロージングまでに必要となる一時的な資金(ブリッジ資金を含みます。)に充当する予定であります。なお、現時点において手元資金との組み合わせにより20~40億円程度の案件(特定の対象会社の企業価値(評価額)を示すものではなく、企業価値ベース(株式取得対価+純有利子負債)を念頭に置いた投資枠であり、取得関連費用(FA費用、DD費用、法務・会計・税務等の専門家費用等)を含めて、当社が手元資金及び借入等との組合せにより拠出し得る総投下資金の目安を示したものです。)を1~2件程度検討しておりますが、具体的な案件が確定しているものではなく、案件の検討・交渉の進捗、相手先の意向、外部環境等により、支出の時期及び金額は変動する可能性があります。

当社は、上記資金使途に充当するまでの間は、当該資金を銀行預金等にて管理する予定であり、資金使途の変更が必要となる場合には、適時適切に開示を行う方針です。なお、本新株予約権の行使による払込みの有無と権利行使の時期は新株予約権者の判断に依存し、また本新株予約権の行使価額は調整される可能性があるため、現時点において調達できる資金の額及び時期は確定したのではなく、現時点において想定している調達資金の額及び支出予定時期に差異が発生する可能性があります。また、本新株予約権が行使されずに調達資金が不足した場合は、手元資金又は金融機関からの資金調達等、他の方法により資金調達を行うことで不足分を補完する予定です。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

(1) 割当予定先

a. 割当予定先の概要

名称	チャレンジ2号投資事業組合	
本店の所在地	東京都港区南麻布1丁目27-22	
出資額	150,200,000円	
組成目的	投資対象銘柄に対する投資を行い、もって、投下資本を増殖回収することを目的とする	
主たる出資者及びその出資比率	事業法人1件及び個人1名で構成されておりますが、具体的な名称及び各人の出資比率については、本ファンドの運営上の守秘方針により控えさせていただきます。	
業務執行組合員の概要	名称	有限会社キャピタル・マネジメント
	本店の所在地	東京都港区南麻布1丁目27-22-201号
	代表者の役職及び氏名	取締役 石井 浩
	資本金	3,000,000円
	事業の内容	有価証券の売買 株式・債券への投資に関する調査企画 ベンチャービジネスへの投資及びその養成 投資事業組合財産の運用及び管理 前各号に付帯する一切の業務
	主たる出資者及びその出資比率	石井 浩 100%

b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	提出者の株式を898,700株所有しております。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要欄及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は本有価証券届出書提出日現在におけるものです。

(2) 割当予定先の選定理由

当社としては、資金需要の発生時期及び投資機会の獲得に係る機動性の観点から、早期に資金調達手段を確保する必要があると判断し、検討に要する時間が限られる中で、2025年10月上旬より、当社の事業内容及び資金用途（不動産投資事業及び中期計画の加速）について一定の理解を有し、かつスキームの実行可能性が高い相手方と速やかに協議を進めることが合理的であると考えました。当社は、資金調達手段の候補として、第三者割当による新株予約権の引受けが可能な複数の候補先（金融商品取引業者を含みます。）を念頭に検討した上で、検討期間が限られる中での実行確度、当社事業・資金用途に対する理解の程度、条件交渉の機動性等の観点から、早期に協議を開始し得る先との交渉を優先することが合理的であると判断いたしました。この点、割当予定先であるチャレンジ2号投資事業組合は当社株式を保有する主要株主であることから、当社の事業及び経営方針に対する一定の理解を有している可能性が高いと考えました。加えて、当社は、割当予定先による当社株式の保有・買増しの状況について、大量保有報告書等の公表情報により確認しており、足元においても当社株式の買い増しを行っている状況にあり、引続き当社株式の取得の意向があるものと認識しておりました。

そこで当社は、2025年12月上旬より、割当予定先に対してコンタクトした上で本資金調達の趣旨及び資金用途等（不動産投資の推進並びにM&A等の検討・実行に係る投資余力の確保）を説明のうえ協議を開始いたしました。当社は、資金調達の必要性及び資金用途の妥当性を踏まえつつ、発行条件の合理性及び本新株予約権の実行可能性（行使の進め方を含みます。）について協議を行いました。

その結果、割当予定先は2026年1月13日、当社が説明した国内不動産投資（買取再販事業の拡充）による収益機会、「テーマ性のあるM&A」等の成長戦略、資金用途の柔軟性及び機動性等について一定の理解を示し、当

社が希望する条件(第三者割当による行使価額修正条項付新株予約権の発行)に応じる意向を口頭で示し、本新株予約権の買受けについて合意に至りました。

以上を踏まえ、当社は、資金調達の早期実現及び実行可能性、並びに当社の事業・資金使途に対する理解の観点から、割当予定先を本新株予約権の割当先として選定いたしました。

(3) 割り当てようとする株式の数

本新株予約権の目的である株式の総数は、1,810,000株であります。

(4) 株券等の保有方針

当社と割当予定先の担当者との協議において、割当予定先が第三者割当で取得する本新株予約権の行使により取得する当社株式について、適宜判断の上、比較的短期間で売却を目標とするものの、運用に際しては市場への影響を常に留意する方針であることを口頭にて確認しております。

なお、本新株予約権について、当社と割当予定先との間で、本有価証券届出書の効力発生後、本買受契約を締結する予定です。

また、本買受契約において、当社と割当予定先は、本新株予約権について、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第434条第1項、同規程施行規則第436条第1項及び第5項の定め、並びに日本証券業協会の定める「第三者割当増資等の取扱いに関する規則」第13条の定めに基づき、原則として、単一暦月中に割当予定先が本新株予約権を行使することにより取得される株式数が、本新株予約権の払込日時点における上場株式数の10%を超える部分に係る行使(以下、「制限超過行使」といいます。)を制限するよう措置を講じる予定です(当社といたしましては、以下 ~ の内容を割当予定先との間の本買受契約で定めるほか、当社が割当予定先による制限超過行使を行わせない義務を負っていること及び割当予定先による制限超過行使が行われないよう当社が主体的に管理すべき立場にあることを十分に認識・理解した上で、社内での周知徹底を行い、担当者を設定して随時モニタリングを行うなどの方法により、本新株予約権の行使状況を適切に管理いたします)。

具体的には、以下 ~ の内容を本買受契約で定める予定です。

割当予定先は、本新株予約権を行使しようとする日を含む暦月において、本新株予約権の行使によって取得することとなる当社普通株式の数(以下、「行使数量」といいます。)が、本新株予約権の発行の払込期日時点における上場株式数の10%を超えることとなる場合には、制限超過行使を行うことができないものとし、また、当社は、割当予定先による制限超過行使を行わせないものとします。

なお、行使数量について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより計算します。

() 本新株予約権を複数の者が保有している場合は、当該複数の者による本新株予約権の行使数量を合算します。

() 本新株予約権以外に当社が発行する別のMSCB等(日本証券業協会の第三者割当増資等の取扱いに関する規則の定義によるものとします。)で新株予約権等を転換又は行使することができる期間が重複するもの(以下、「別回号MSCB等」といいます。)がある場合は、本新株予約権と当該別回号MSCB等の新株予約権等の行使数量を合算します。

また、上場株式数について、次の各号に該当する場合は当該各号に定めるところにより取り扱うものとし、

() 本新株予約権の発行の払込期日後において株式の分割、併合又は無償割当てが行われた場合は、当社の発行済普通株式総数に公正かつ合理的な調整を行います。

() 当社が本新株予約権を発行する際に別回号MSCB等がある場合は、当該別回号MSCB等に係る上記に基づく当社の発行済普通株式総数の数とします。

割当予定先は、制限超過行使を行わないことに同意し、本新株予約権行使にあたっては、あらかじめ、当社に対し、本新株予約権の行使が制限超過行使に該当しないかについて確認を行うものとします。

割当予定先は、本新株予約権を転売する場合には、あらかじめ、転売先となる者に対して、当社との間で上記の内容及び転売先となる者が更に第三者に転売する場合にも上記の内容を約させるものとします。

当社は、上記の転売先となる者との間で、上記及びの内容及び転売先となる者が更に第三者に転売する場合にも上記及びの内容を約するものとします。

割当予定先は、次の各号に掲げる期間又は場合において制限超過行使を行うことができるものとします。

() 当社普通株式が上場廃止となる合併、株式交換及び株式移転等(以下、本項において「合併等」といいます。)が行われることが公表された時から、当該合併等がなされた時又は当該合併等がなされないことが公表された時までの間

() 当社に対して公開買付けの公告がなされた時から、当該公開買付けが終了した時又は中止されることが公表された時までの間

() 取引所金融商品市場において当社普通株式が監理銘柄又は整理銘柄に割り当てられた時から当該割当てが解除されるまでの間

() 本新株予約権の行使価額が発行決議日の取引所金融商品市場の売買立会における当社普通株式の終値以上の場合

() 本新株予約権の行使可能期間の最終2ヶ月間

割当予定先は、制限超過行使に該当することを知りながら、本新株予約権の行使を行ってはならないものとします。

(5) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先による本新株予約権の引受に係る払込みについて、割当予定先から2026年1月20日に提出を受けた2026年1月20日時点の銀行預金口座の写し及び証券会社の預かり資産残高資料(現金残高証明書)に記載された金額を確認し、本日現在において本新株予約権の発行及び行使に係る払込みのために必要かつ十分な資金が確保されていることを確認しております。

(6) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先であるチャレンジ2号投資事業組合並びに割当予定先の業務執行組合員及びその役員について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力と何らかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関であるリスクプロ株式会社(住所:東京都千代田区九段南2丁目3番14号、代表取締役:小板橋 仁)に調査を依頼しました。

当該調査の結果、上記調査対象者について反社会的勢力等や違法行為に関わりを示す該当情報が無い旨の調査報告書を受領しております。

したがって、当社は、割当予定先関係者が暴力団等の反社会的勢力とは一切関係がないと判断いたしました。なお、東京証券取引所に対して、割当予定先関係者が反社会的勢力とは一切関係ないことを確認している旨の確認書を提出しております。

また、割当予定先は投資事業組合であり、当該組合の運営及び投資判断は、業務執行組合員である有限会社キャピタル・マネジメントが組合契約に基づき行っております。具体的には、本新株予約権の買受け、保有、譲渡、行使及び本新株予約権の行使により取得した当社株式の売却その他の処分、並びに当社株式に係る議決権行使を含む株主としての権利行使については、有限会社キャピタル・マネジメントが実質的に投資判断及び指図を行う権限を有しております。

2【株券等の譲渡制限】

本新株予約権は、会社法第236条第1項第6号に定める新株予約権の譲渡制限はありませんが、本買受契約における制限として、割当予定先が本新株予約権を第三者に譲渡する場合には、当社取締役会の決議による当社の承認を要する旨の制限が付されております。但し、割当予定先が、本新株予約権の行使により交付された株式を第三者に譲渡することを妨げません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株予約権の発行価額は、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計(所在地:東京都千代田区紀尾井町4番1号、代表取締役:山本 顕三)に算定を依頼しました。

当該算定機関は、価格算定に使用する価格算定モデルの決定にあたって、ブラック・ショールズ・モデルや二項モデルといった他の価格算定モデルとの比較及び検討を実施した上で、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本買受契約に定められたその他の諸条件を相対的に適切に算定結果に反映できる価格算定モデルとして、一般的な価格算定モデルのうちモンテカルロ・シミュレーションを用いて本新株予約権の評価を実施しています。また、当該算定機関は、当社の株価、ボラティリティ(33.5%)、予定配当率(0円/株)、無リスク利率(1.2%)、市場出来高、市場環境や割当予定先の権利行使行動等について一定の前提を想定して評価を実施しています。

当社は、当該算定機関が上記前提条件を基に算定した評価額を参考に、本新株予約権の1個の払込金額を当該評価額と同額の139円としました。また、本新株予約権の行使価額は、当初、発行決議日の前取引日である2026年2月24日の当社普通株式の終値と同額である477円としました。本新株予約権の当初行使価額を取締役会決議日の直前取引日の当社普通株式の終値と同額としたのは、当社の業績・株価動向、資金使途等を総合的に勘案し、割当予定先との協議を経た上で、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に示される考え方も参考に、発行決議時点の市場価格に整合した水準を起点とし、当初からのディスカウント設定と比べて既存株主への希薄化影響に配慮することが妥当と判断したことによるものです。なお、その後の行使価額は本新株予約権の各行使請求の直前取引日の当社普通株式の普通取引の終値の90%に相当する金額に修正されるものの、その価額は本新株予約権の下限行使価額である239円を下回ることはありません。本新株予約権の行使価額の修正に係るディスカウント率は、当社普通株式の株価動向等を勘案した上で、割当予定先との間の協議を経て10%としました。なお、上記「第1 募集要項 2 新規発行による手取金の使途」に記載の使途として充当するための資金を調達することが当社の成長戦略を加速させることにおいて重要であることから、本新株予約権の行使と資金流入を促進する必要があることに鑑み、本新株予約権の行使価額及び行使価額の修正条件は合理的であると判断いたしました。

上記の本新株予約権の払込金額の決定にあたっては、当該算定機関が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していることから、当該算定機関の算定結果は合理的な公正価格であると考えられるところ、払込金額が算定結果である評価額と同額とされているため、本新株予約権の発行価格は、いずれも有利発行には該当せず、適正かつ妥当な価額であると判断いたしました。

さらに、当社監査等委員である取締役3名全員(うち社外取締役3名)から、会社法上の職責に基づいて以下の各点を確認し審議を行った結果、本新株予約権の発行条件が有利発行に該当しない旨の取締役会の判断について、法令に違反する重大な事実は認められず、適法である旨の見解を書面により取得しております。

- () 本新株予約権の発行においては、新株予約権の発行実務及び価値評価に関する知識及び経験が必要であると考えられ、第三者算定機関である株式会社赤坂国際会計がかかる専門知識及び経験を有すると認められること
- () 当社と株式会社赤坂国際会計との間に資本関係はなく、また、同社は当社の会計監査を行っているものでもないことから、当社の継続的な契約関係は存在せず、当社経営陣から一定程度独立していると認められること
- () 当社取締役がそのような株式会社赤坂国際会計に対して本新株予約権の価値評価を依頼していること
- () 本新株予約権の価値評価に当たっては、株式会社赤坂国際会計が本新株予約権の発行要項に基づいて本新株予約権の価値評価を行い、評価報告書を提出していること
- () 本新株予約権の発行に係る決議を行った取締役会において、株式会社赤坂国際会計作成に係る評価報告書を参考にしつつ、当社取締役による具体的な説明を踏まえて検討が行われていること
- () 本新株予約権の発行要項については当社の法律顧問より法的に問題ない旨の見解を得た上で、当社取締役が金融商品取引法その他の法令に基づき本新株予約権の発行のための諸手続きを行っていること
- () 本新株予約権の発行価格の決定にあたっては、株式会社赤坂国際会計が公正な評価額に影響を及ぼす可能性のある事象を前提として考慮し、新株予約権の評価額の算定手法として一般的に用いられているモンテカルロ・シミュレーションを用いて公正価値を算定していること
- () 上記()より株式会社赤坂国際会計の算定結果は合理的な公正価格であると認められるところ、割当予定先との協議も経た上で、本新株予約権の払込金額が算定結果である評価額と同額で決定されていること

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本新株予約権の目的である株式の総数は、1,810,000株(議決権数18,100個)であります。2025年6月30日現在の当社発行済普通株式総数8,300,000株(自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権数75,410個)を分母とする希薄化率は21.81%(自己株式及び単元未満株式を除く当社普通株式に係る議決権の総数に対する割合は24.00%)の希薄化をもたらすこととなります。

しかしながら、今回の資金調達における資金使途は不動産投資資金並びにM&A等投資資金であり、今回の新株予約権の募集による資金調達が成功させ、上記資金使途に充当することで、当社事業の収益力の向上を図ることが可能となります。また、将来何らかの事由により資金調達の必要性が乏しくなった場合、又は本新株予約権よりも有利な資金調達方法が利用可能となった場合には、当社の判断により、残存する新株予約権を取得できる条項を付すことで、必要以上の希薄化が進行しないように配慮しております。

また、本新株予約権が全て行使された場合に交付される当社の普通株式数1,810,000株に対し、2026年2月24日から起算した当社株式の過去6か月間における1日当たりの平均売買出来高は21,312株、過去3か月間における1日当たりの平均売買出来高は10,067株、過去1か月間における1日当たりの平均売買出来高は6,635株となっております。したがって、市場で売却することによる流通市場への影響は、行使期間である2年間(年間取引日数:245日/年営業日で計算)で行使して希薄化規模が最大となった場合、1日当たりの売却数量は3,694株であり、上記過去6か月間における1日あたりの平均売買出来高の17.33%にとどまることから、当社株式は、本新株予約権の目的である株式の総数を勘案しても一定の流動性を有しており、本新株予約権の行使により交付された当社株式の売却は、当社株式の流動性によって十分に吸収可能であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合	割当後の所有 株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
チャレンジ2号投資事業組合	東京都港区南麻布1丁目27-22	330	4.38%	2,140	22.89% (注)4
池田 有希子	東京都北区	905	12.00%	905	9.68%
サンシャインG号投資事業組合	東京都港区赤坂6丁目5-38-807	320	4.24%	320	3.42%
DBS BANK LTD 700170(常任代理人株式会社みずほ銀行決済営業部)	TNO-SECURITIES AND FIDUCIARY SERVICES OPERATIONS / 10 TOH GUAN ROAD, LE VEL 04-11, JURONG GATEWAY, SI	317	4.20%	317	3.39%
竹林 義則	静岡県浜松市中央区	250	3.32%	250	2.67%
株式会社エピック・グループ	東京都港区虎ノ門4丁目1-1神谷町トラストタワー25階	238	3.16%	238	2.55%
サンシャインH号投資事業組合	東京都港区赤坂6丁目5番38-807号	237	3.14%	237	2.53%
サンシャインF号投資事業組合	東京都港区赤坂6丁目5番38-807号	233	3.09%	233	2.49%
BANK JULIUS BAER AND CO.LTD.SINGAPORE CLIENTS(常任代理人株式会社三菱UFJ銀行)	7 STRAITS VIEW, 28-01 MARINA ONE EAST TOWER SINGAPORE 018936	214	2.84%	214	2.29%
株式会社レッドマジック	東京都千代田区紀尾井町3-20紀尾井町鶴屋ビル7階	193	2.56%	193	2.06%
計		3,238	42.94%	5,048	53.98%

(注)1. 割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、2025年6月30日現在の株主名簿を基準として記載をしております。

2. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」の算出にあたっては、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を、2025年6月30日現在の総議決権数に本新株予約権の目的である株式の総数に係る議決権数を加算した数で除して算出しております。

3. 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、小数点以下第3位を四捨五入して算出しております。

4. 割当予定先の割当後の総議決権数に対する所有議決権数は、本新株予約権を全て行使した上で取得する当該株式を全て保有したと仮定した場合の数となります。本新株予約権の行使後の当社株式に関する割当予定先の保有方針は、純投資であり、長期間保有する意思を表明しておりません。

5. 割当予定先の割当前の「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、(注)1のとおり2025年6月30日現在の株主名簿に基づくものでありますが、割当先の業務執行組合員である有限会社キャピタル・マネジメントが2025年11月27日に提出した変更報告書によれば、2025年11月19日時点では898,700株(総議決権数に対する所有議決権数の割合:11.92%)を所有していることが確認できております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第30期）及び半期報告書（第31期中）（以下、「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、本有価証券届出書提出日（2026年2月25日）までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

2. 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（2026年2月25日）までの間に、以下の臨時報告書を関東財務局長に提出しております。

（2025年4月1日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2025年3月28日開催の当社第30回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

（1）当該株主総会が開催された年月

2025年3月28日

（2）当該決議事項の内容

議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）として、東郷薫氏、上嶋悦男氏、松本浩司氏、土屋好子氏の4名を選任するものです。

（3）当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成割合（％）
議案					
東郷 薫	28,242	6,092			可決 78.28
上嶋 悦男	28,263	6,071			可決 78.34
松本 浩司	28,248	6,086		（注）	可決 78.30
土屋 好子	28,222	6,112			可決 78.22

（注） 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による

（4）議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

当該株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主の議決権のうち議案の賛否について確認できた分を合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、当該株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対、及び棄権の確認ができなかった一部の議決権の数は加算していません。

（2025年9月17日提出の臨時報告書）

1 提出理由

2025年9月16日開催の当社取締役会において、濱野皮革工藝株式会社の株式を売却することを決議し、売買契約を締結いたしました。当該売却に伴い特定子会社の異動が生じることとなりますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 濱野皮革工藝株式会社
住所 : 東京都千代田区紀尾井町4番1号
代表者の氏名 : 代表取締役 土屋 好子
資本金 : 100,000千円（2025年9月16日現在）
事業の内容 : ハンドバッグの製造販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前 : 360個
異動後 : - 個
総株主等の議決権に対する割合
異動前 : 100.0%
異動後 : - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由 : 当社は2025年9月16日の取締役会において濱野皮革工藝株式会社株式を売却することを決議し、売買契約を締結いたしました。当該株式売却により当社が所有する濱野皮革工藝株式の全株式の売却が行われることに伴い、同社は当社の子会社ではなく、特定子会社に該当しないこととなります。

異動の年月日 : 2025年10月1日

（2025年11月27日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

連結子会社の有償減資について

(1) 当該事象の発生年月日

2025年11月26日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

当社の連結子会社であるTRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.は、2025年11月26日開催の取締役会において、有償減資を決議・実施いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該有償減資により、2025年12月期の個別決算及び連結決算において254百万円の為替差益を営業外収益に計上する見込みです。

（2025年12月3日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の氏名又は名称

主要株主となるもの 有限会社キャピタル・マネジメント

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及びその総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	4,110個	5.45%
異動後	8,987個	11.91%

（注）1．総株主等の議決権に対する割合は、2025年6月30日現在の当社普通株式の発行済株式総数（8,300,000株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（494,208株）を控除した株式数（7,805,800株）に係る議決権の数（75,410個）を分母として計算し、小数点以下第三位を切り捨てております。

(3) 当該異動の年月日

2025年11月19日

(4) 本報告書提出日現在の資本金の額及び発行済株式総数

資本金の額 100,000,000円
発行済株式総数 普通株式 8,300,000株

（2026年1月26日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

当該事象の発生日

2026年1月23日

当該事象の内容

当社は2023年12月期により沖縄リアルター株式会社と戦略的業務提携を行い、沖縄リゾート開発事業に着手いたしました。開発事業については複数のプロジェクトを並行しており、2024年12月期及び2025年12月期における完成・売上計上を目標としておりました。

しかし、提携先の沖縄リアルター株式会社とプロジェクトの進捗状況や完了予定について協議を重ねてきましたが、プロジェクトの延期を繰り返す結果となり、現在進行中のプロジェクトについてもその完成見込みが不透明となっています。

そこで、現在のプロジェクトは、完成に向けての具体的な方針・目的が明確になるまで進行を一旦保留する方針とし、支払済みの工事代金のうち未着工分について返金を請求するとともに、完成・引渡済みの物件について販売代金の支払い及び事業収支の分配を請求する方針であります。

当該方針に伴い、仕掛不販売用不動産の用地部分については販売用不動産に振替えるとともに、建物部分については長期未収入金へ振替え、回収可能額を見積り、回収不能と見積られる金額について貸倒引当金を設定することといたしました。

当該会計処理に伴い、販売用不動産への振替により、159百万円の評価損（売上原価）、及び674百万円の貸倒引当金を特別損失として計上することといたしました。

当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象の発生により、2025年12月期において、下記の通り棚卸資産評価損及び貸倒引当金繰入額を特別損失として計上いたします。

個別

棚卸資産評価損 159百万円
貸倒引当金繰入額 674百万円

連結

棚卸資産評価損 159百万円

貸倒引当金繰入額 674百万円

3．最近の業績の概要について

2026年2月13日に開示いたしました「2025年12月期 決算短信〔日本基準〕（連結）」に掲載されている第31期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）会計年度の財務諸表は以下のとおりであります。

なお、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を終了しておりませんので、監査報告書は受領しておりません。

連結財務諸表及び主な注記

(1) 連結貸借対照表

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,878,648	3,293,279
受取手形及び売掛金	41,972	7,490
商品及び製品	90,844	-
販売用不動産	114,265	1,228,727
仕掛販売用不動産	554,711	-
仕掛品	64,919	110,510
原材料及び貯蔵品	20,313	-
その他	43,604	88,551
流動資産合計	3,809,279	4,728,558
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	950,321	241,372
減価償却累計額及び減損損失累計額	398,869	237,855
建物及び構築物（純額）	551,452	3,516
土地	1,182,226	115,195
その他	57,171	32,690
減価償却累計額及び減損損失累計額	50,791	31,814
その他（純額）	6,380	875
有形固定資産合計	1,740,058	119,588
無形固定資産		
ソフトウェア	3,881	2,663
その他	2,680	1,430
無形固定資産合計	6,561	4,093
投資その他の資産		
投資有価証券	36,547	36,657
繰延税金資産	17,989	17,755
長期未収入金	-	680,809
その他	138,185	130,811
貸倒引当金	75,956	748,882
投資その他の資産合計	116,766	117,150
固定資産合計	1,863,386	240,831
資産合計	5,672,665	4,969,390

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	15,750	2,363
1年内返済予定の長期借入金	10,935	464,000
未払法人税等	25,595	15,818
賞与引当金	2,110	6,561
役員賞与引当金	-	1,040
受注損失引当金	1,942	71
前受金	111,340	46,740
その他	42,015	54,604
流動負債合計	209,691	591,198
固定負債		
長期借入金	222,592	-
繰延税金負債	292	1,962
資産除去債務	13,544	13,546
固定負債合計	236,428	15,509
負債合計	446,120	606,708
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	4,681,645	4,681,645
利益剰余金	87,243	335,861
自己株式	199,852	200,369
株主資本合計	4,669,037	4,245,414
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	490,293	51,498
その他の包括利益累計額合計	490,293	51,498
新株予約権	67,214	65,769
純資産合計	5,226,545	4,362,682
負債純資産合計	5,672,665	4,969,390

(2) 連結損益計算書及び連結包括利益計算書
(連結損益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	961,299	1,424,424
売上原価	550,353	1,235,557
売上総利益	410,945	188,867
販売費及び一般管理費	408,733	393,811
営業利益又は営業損失()	2,212	204,944
営業外収益		
受取利息	59,278	38,354
為替差益	181,592	407,628
未払配当金除斥益	2,883	2,581
投資有価証券清算分配金	6,126	838
その他	7,632	12,021
営業外収益合計	257,514	461,422
営業外費用		
支払利息	6,636	12,162
不動産賃貸原価	2,049	1,337
支払手数料	-	8,506
その他	67	2,700
営業外費用合計	8,753	24,707
経常利益	250,973	231,771
特別利益		
固定資産売却益	78	172,588
新株予約権戻入益	-	1,445
関係会社清算益	-	15,811
特別利益合計	78	189,845
特別損失		
固定資産除却損	66	17
減損損失	908	11,783
固定資産売却損	-	17,116
関係会社株式売却損	-	99,838
貸倒引当金繰入額	-	674,539
特別損失合計	975	803,295
税金等調整前当期純利益又は税金等調整前当期純損失()	250,076	381,678
法人税、住民税及び事業税	66,417	56,762
過年度法人税等	-	17,241
法人税等調整額	11,123	1,905
法人税等合計	55,294	41,426
当期純利益又は当期純損失()	194,782	423,105
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	194,782	423,105

(連結包括利益計算書)

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	194,782	423,105
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	116,864	438,795
その他の包括利益合計	116,864	438,795
包括利益	77,917	861,900
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	77,917	861,900
非支配株主に係る包括利益	-	-

(3) 連結株主資本等変動計算書

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	5,000,000	576,628	901,924	201,398	4,473,305
当期変動額					
減資	4,900,000	4,900,000	-	-	-
欠損填補	-	794,385	794,385	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	194,782	-	194,782
自己株式の取得	-	-	-	473	473
自己株式の処分	-	596	-	2,020	1,423
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	4,900,000	4,105,017	989,168	1,546	195,731
当期末残高	100,000	4,681,645	87,243	199,852	4,669,037

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	607,158	607,158	68,632	5,149,096
当期変動額				
減資	-	-	-	-
欠損填補	-	-	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	-	194,782
自己株式の取得	-	-	-	473
自己株式の処分	-	-	-	1,423
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	116,864	116,864	1,418	118,283
当期変動額合計	116,864	116,864	1,418	77,448
当期末残高	490,293	490,293	67,214	5,226,545

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	100,000	4,681,645	87,243	199,852	4,669,037
当期変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	423,105	-	423,105
自己株式の取得	-	-	-	517	517
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	423,105	517	423,622
当期末残高	100,000	4,681,645	335,861	200,369	4,245,414

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	490,293	490,293	67,214	5,226,545
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失()	-	-	-	423,105
自己株式の取得	-	-	-	517
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	438,795	438,795	1,445	440,240
当期変動額合計	438,795	438,795	1,445	863,863
当期末残高	51,498	51,498	65,769	4,362,682

(4) 連結キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	250,076	381,678
減価償却費	24,381	11,560
減損損失	908	11,783
固定資産除却損	66	17
関係会社株式売却損益(は益)	-	99,838
関係会社清算損益(は益)	-	15,811
為替差損益(は益)	179,422	407,830
固定資産売却損益(は益)	78	155,471
賞与引当金の増減額(は減少)	1,100	4,451
役員賞与引当金の増減額(は減少)	1,412	1,040
貸倒引当金の増減額(は減少)	597	673,939
受注損失引当金の増減額(は減少)	1,733	1,871
受取利息及び受取配当金	59,278	38,354
支払利息	6,636	12,162
投資有価証券清算分配金	6,126	838
売上債権の増減額(は増加)	14,630	19,747
破産更生債権等の増減額(は増加)	597	600
棚卸資産の増減額(は増加)	252,169	614,790
未収入金の増減額(は増加)	1,552	13,990
長期未収入金の増減額(は増加)	-	680,809
仕入債務の増減額(は減少)	9,896	11,563
前受金の増減額(は減少)	17,741	46,332
未払金の増減額(は減少)	1,259	7,760
固定資産から棚卸資産への振替	-	747,015
その他	3,676	12,277
小計	170,131	791,704
利息及び配当金の受取額	59,281	38,357
利息の支払額	6,636	12,162
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	69,600	84,292
営業活動によるキャッシュ・フロー	187,087	849,802

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー		
投資有価証券の清算による収入	6,126	838
関係会社株式の売却による収入	-	125,528
有形固定資産の取得による支出	5,245	888
無形固定資産の取得による支出	-	180
有形固定資産の売却による収入	100	919,777
貸付金の回収による収入	10,505	3,889
敷金及び保証金の回収による収入	575	700
敷金及び保証金の差入による支出	-	700
その他	-	257
投資活動によるキャッシュ・フロー	12,061	1,049,222
財務活動によるキャッシュ・フロー		
借入れによる収入	-	464,000
長期借入金の返済による支出	9,553	234,226
自己株式の処分による収入	5	-
自己株式の取得による支出	473	517
配当金の支払額	240	73
財務活動によるキャッシュ・フロー	10,261	229,181
現金及び現金同等物に係る換算差額	46,899	4,206
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	138,387	432,807
現金及び現金同等物の期首残高	2,963,342	2,824,954
現金及び現金同等物の期末残高	2,824,954	3,257,762

(5) 連結財務諸表に関する注記事項

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

主要な連結子会社の名称

TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.

KIP LLC

CLATHAS LLC

(株)クレアリア

連結の範囲の変更

濱野皮革工藝(株)は、当連結会計年度において当社の保有する全ての株式を譲渡したため、連結の範囲から除外しております。また、当連結会計年度において拓莉司国際有限公司は清算終了となりましたので、連結の範囲から除外しております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.、KIP LLC及びCLATHAS LLCの決算日は10月31日、(株)クレアリアの決算日は11月30日です。

連結財務諸表の作成に当たっては、同決算日現在の財務諸表を使用しております。ただし、これらの連結子会社の決算日の翌日から連結決算日12月31日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。なお、組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品は、全体を時価評価し、評価差額を損益に計上しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

棚卸資産

(イ)(株)クレアリア

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(ロ)(株)クレアリア以外の連結子会社

通常の販売目的で保有する棚卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(ハ) 当社保有の販売用不動産及び仕掛販売用不動産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

当社及び国内連結子会社は定率法を、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物及び構築物 5～50年

その他 2～15年

無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における見込利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収の可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

役員賞与引当金

当社及び連結子会社の役員の賞与の支給に充てるため、支給見込み額のうち、当連結会計年度負担額を計上しております。

受注損失引当金

連結子会社の(株)クリアリアにおいては、受注案件のうち、期末時点で将来に損失が発生する可能性が高いと見込まれ、かつ当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについては、受注損失に備えるため、将来の損失見積額を計上しております。

(4)重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりです。

建設コンサルタント事業

建設コンサルタント事業においては、主に社会資本整備、特にダム・河川・海岸などの水関連分野における事業者である国・地方公共団体・公団などに対する企画・調査・分析・試験・計画・施工管理等事業執行を支援しております。当該事業においては全ての成果品を納品した時点をもって収益を認識し、一時点で履行義務が充足される契約として、履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、取引の対価は契約条件に基づき段階的に受領し、重要な金融要素は含まれておりません。また、当該事業のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する財又はサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

ファッションブランド事業

ファッションブランド事業においては、主に商品及び製品の販売を行っております。当該事業の顧客との販売契約において、受注した商品及び製品を引き渡す義務を負い、これらの履行義務を充足する時点は、通常製品の引渡時です。ただし、国内取引では商品及び製品の出荷時から支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項の出荷基準等の取扱いを適用し、出荷時に収益を認識しております。

不動産投資事業

不動産投資事業においては、主に不動産の賃貸及び不動産の販売を行っております。不動産の賃貸に係る収益については、顧客との賃貸借契約等による合意内容に基づき企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従って認識しております。

不動産の販売に関する収益については、不動産の売買契約に定められた引渡義務を充足することにより、顧客である買主が当該不動産の支配を獲得した時点で収益を認識しております。

(5)重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、各社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6)のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年で均等償却しております。

(7)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない短期投資からなっております。

(8)重要なヘッジ会計の方法

イ ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、金利スワップについては、特例処理の要件を充たしている場合は、特例処理を採用しております。

ロ ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 金利スワップ

ヘッジ対象 借入金利息

ハ ヘッジ方針

借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ニ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計の比較により有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(9)その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税等は、全額費用処理しております。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20 - 3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65 - 2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

（セグメント情報等の注記）

〔セグメント情報〕

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものです。

当社グループは、純粋持株会社である当社の傘下に各事業を運営する事業会社を置き、各事業会社は取り扱う製品・サービスについて包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、各事業会社を基礎に、取り扱う製品・サービスの種類・性質の類似性等を考慮したセグメントから構成され、「建設コンサルタント事業」、「ファッションブランド事業」、「不動産投資事業」及び「その他投資事業」の4つを報告セグメントとしております。

各報告セグメントに属する主な製品・サービスは次のとおりです。

報告セグメント	主な製品・サービス
建設コンサルタント事業	土木建設事業に関する調査、計画、設計、監理、画像データ表示ビューワ、Web型地図描画エンジン、移動体位置情報管理システム等
ファッションブランド事業	婦人服・ハンドバッグ・革製品などの企画・製造卸・販売
不動産投資事業	不動産投資
その他投資事業	証券投資等

（報告セグメントの変更等に関する事項）

前連結会計年度より投資事業のうち、不動産投資事業が本格化しこれを推進・強化するための社内体制を構築したことに伴い、中間連結会計期間から、投資事業のうち、国内外の証券投資事業を「その他投資事業」セグメントへ帰属させ、不動産投資事業については、不動産投資に特化すべくその実態に応じ「不動産投資事業」セグメントへ帰属させることといたしました。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分方法に基づき開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一です。

また、報告セグメントの利益は営業利益をベースとした数値です。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント					調整額 (注) 1	連結財務諸表 計上額 (注) 2
	建設コン サルタン ト事業	ファッ ションブ ランド事 業	不動産 投資事業	その他 投資事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	286,341	211,627	463,330	-	961,299	-	961,299
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	111	-	-	111	111	-
計	286,341	211,738	463,330	-	961,410	111	961,299
セグメント利益又は損失()	75,335	15,178	142,903	-	233,418	231,205	2,212
セグメント資産	1,594,542	816,732	3,513,387	36,547	5,961,210	288,544	5,672,665
その他の項目							
減価償却費	4,713	1,066	15,054	-	20,834	3,547	24,381
減損損失	521	387	-	-	908	-	908
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	960	410	-	-	1,370	3,874	5,245

(注) 1. セグメント利益又は損失()の調整額 231,205千円には、各報告セグメントに配分していない全社収益及び全社費用の純額 231,205千円が含まれております。全社収益は、主に子会社からの経営指導料であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業利益と調整しております。

3. セグメント資産の調整額 288,544千円には、セグメント間の債権の消去等 1,624,846千円、報告セグメントに帰属しない全社資産1,336,301千円が含まれております。
4. 減価償却費の調整額3,547千円は、管理部門の資産に係る減価償却費です。
5. 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額3,874千円は、管理部門の設備投資額です。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	報告セグメント					調整額 (注)1	連結財務諸表 計上額 (注)2
	建設コン サルタント 事業	ファッ ションブ ランド事 業	不動産投 資事業	その他投 資事業	計		
売上高							
外部顧客への売上高	333,652	164,661	926,111	-	1,424,424	-	1,424,424
セグメント間の内部売上高又は振替高	-	-	-	-	-	-	-
計	333,652	164,661	926,111	-	1,424,424	-	1,424,424
セグメント利益又は損失()	53,432	25,371	65,288	-	13,515	218,459	204,944
セグメント資産	1,567,246	108	1,719,734	36,657	3,323,745	1,645,644	4,969,390
その他の項目							
減価償却費	3,668	676	3,835	-	8,180	3,379	11,560
減損損失	301	-	-	-	301	11,481	11,783
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	1,068	-	-	-	1,068	-	1,068

- (注)1. セグメント利益又は損失()の調整額 218,459千円には、各報告セグメントに配分していない全社収益 8,257千円及び全社費用の純額 210,202千円が含まれております。全社収益は、主に子会社からの経営指導料であり、全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。
2. セグメント利益又は損失()は、連結損益計算書の営業損失と調整しております。
3. セグメント資産の調整額1,645,644千円には、セグメント間の債権の消去等 1,118,277千円、報告セグメントに帰属しない全社資産2,763,922千円が含まれております。
4. 減価償却費の調整額3,379千円は、管理部門の資産に係る減価償却費です。
5. 減損損失の調整額11,481千円は、管理部門の資産に係る減損損失です。

[関連情報]

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	米国	その他	合計
879,992	81,306	-	961,299

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	米国	合計
996,959	743,098	1,740,058

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	日本	関連するセグメント名
株式会社IKカンパニー	281,515	不動産投資事業

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位:千円)

日本	米国	その他	合計
1,415,719	8,704		1,424,424

(2) 有形固定資産

(単位:千円)

日本	米国	合計
119,588	-	119,588

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	日本	関連するセグメント名
株式会社オープンハウ スリアルエステート	822,933	不動産投資事業

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	660円94銭	550円54銭
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額（ ）	24円95銭	54円20銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	24円18銭	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり当期純損失金額であるため記載しておりません。

（注）1株当たり当期純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失（ ）（千円）	194,782	423,105
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益又は普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失（ ）（千円）	194,782	423,105
普通株式の期中平均株式数（株）	7,805,447	7,805,544
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額（千円）	-	-
普通株式増加数（株）	249,544	-
（うち新株予約権（株））	（249,544）	-
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	新株予約権4種類 （新株予約権の数392個）	-

個別財務諸表及び主な注記

(1) 貸借対照表

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,263,349	2,664,524
売掛金	140,581	16,599
販売用不動産	114,265	1,228,727
仕掛販売用不動産	554,711	-
前払費用	4,234	5,486
その他	51,349	59,725
流動資産合計	2,128,492	3,975,063
固定資産		
有形固定資産		
建物	237,503	-
工具、器具及び備品	5,284	-
土地	612,715	-
有形固定資産合計	855,503	-
無形固定資産		
商標権	2,333	983
無形固定資産合計	2,333	983
投資その他の資産		
投資有価証券	0	0
関係会社株式	3,371,847	1,670,153
長期未収入金	-	680,809
破産更生債権等	9,020	8,420
その他	53,502	50,200
貸倒引当金	9,020	682,960
投資その他の資産合計	3,425,349	1,726,624
固定資産合計	4,283,186	1,727,608
資産合計	6,411,679	5,702,671

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	903	3,094
1年内返済予定の長期借入金	-	464,000
1年内返済予定の関係会社長期借入金	145,000	50,000
未払金	10,730	17,393
未払費用	142,610	105,688
未払法人税等	10,974	605
預り金	6,941	4,008
賞与引当金	-	1,200
その他	16,615	48,305
流動負債合計	333,776	694,294
固定負債		
関係会社長期借入金	1,335,000	960,000
繰延税金負債	292	1,962
資産除去債務	13,544	13,546
固定負債合計	1,348,836	975,509
負債合計	1,682,612	1,669,803
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金		
資本準備金	12,002	12,002
その他資本剰余金	4,669,643	4,669,643
資本剰余金合計	4,681,645	4,681,645
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	80,058	614,177
利益剰余金合計	80,058	614,177
自己株式	199,852	200,369
株主資本合計	4,661,852	3,967,098
新株予約権	67,214	65,769
純資産合計	4,729,066	4,032,867
負債純資産合計	6,411,679	5,702,671

(2) 損益計算書

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
営業収益	491,270	1,028,579
売上原価	276,266	955,321
売上総利益	215,003	73,257
一般管理費	280,274	291,168
営業損失()	65,271	217,911
営業外収益		
受取利息	383	1,848
為替差益	181,517	407,628
未払配当金除斥益	2,883	2,581
投資有価証券清算分配金	6,126	838
その他	1,450	3,422
営業外収益合計	192,362	416,318
営業外費用		
支払利息	25,930	33,996
不動産賃貸原価	577	1,497
支払手数料	-	8,506
その他	2	2,002
営業外費用合計	26,510	46,002
経常利益	100,579	152,403
特別利益		
新株予約権戻入益	-	1,445
関係会社清算益	-	206
特別利益合計	-	1,652
特別損失		
固定資産除却損	-	0
減損損失	-	11,481
固定資産売却損	-	3,942
関係会社株式売却損	-	155,448
貸倒引当金繰入額	-	674,539
特別損失合計	-	845,411
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	100,579	691,355
法人税、住民税及び事業税	21,657	1,210
法人税等調整額	1,135	1,670
法人税等合計	20,521	2,880
当期純利益又は当期純損失()	80,058	694,235

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

(単位：千円)

	株主資本							株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	
		資本準備 金	その他資 本剰余金	資本剰余 金合計	その他利益 剰余金 繰越利益剰 余金	利益剰余金 合計		
当期首残高	5,000,000	12,002	564,625	576,628	794,385	794,385	201,398	4,580,843
当期変動額								
減資	4,900,000	-	4,900,000	4,900,000	-	-	-	-
欠損填補	-	-	794,385	794,385	794,385	794,385	-	-
当期純利益又は当期純 損失（ ）	-	-	-	-	80,058	80,058	-	80,058
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	473	473
自己株式の処分	-	-	596	596	-	-	2,020	1,423
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	4,900,000	-	4,105,017	4,105,017	874,444	874,444	1,546	81,008
当期末残高	100,000	12,002	4,669,643	4,681,645	80,058	80,058	199,852	4,661,852

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	68,632	4,649,476
当期変動額		
減資	-	-
欠損填補	-	-
当期純利益又は当期純 損失（ ）	-	80,058
自己株式の取得	-	473
自己株式の処分	-	1,423
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,418	1,418
当期変動額合計	1,418	79,589
当期末残高	67,214	4,729,066

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	100,000	12,002	4,669,643	4,681,645	80,058	80,058	199,852	4,661,852
当期変動額								
当期純利益又は当期純損失（ ）	-	-	-	-	694,235	694,235	-	694,235
自己株式の取得	-	-	-	-	-	-	517	517
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	-	694,235	694,235	517	694,753
当期末残高	100,000	12,002	4,669,643	4,681,645	614,177	614,177	200,369	3,967,098

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	67,214	4,729,066
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失（ ）	-	694,235
自己株式の取得	-	517
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,445	1,445
当期変動額合計	1,445	696,199
当期末残高	65,769	4,032,867

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第30期)	自 2024年1月1日 至 2024年12月31日	2025年3月31日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第31期第2四半期)	自 2025年1月1日 至 2025年6月30日	2025年8月13日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年3月28日

株式会社トライアイズ

取締役会 御中

城南監査法人

東京都渋谷区

指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 山 川 貴 生
業 務 執 行 社 員

< 連結財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライアイズの2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社の2024年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

- 重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社であるTRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.は、2024年12月16日の取締役会において固定資産を譲渡することを決議し、2024年12月24日付で締結した譲渡契約に基づき同日付で物件の引渡しを行い、譲渡手続を完了している。
 - 重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社であるTRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.は、2025年3月7日開催の取締役会において、有償減資及び配当金の支払いを決議・実施している。
- 当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識の適切性（売上高の認識の適切性）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社及び連結子会社は、建設コンサルタント事業、ファッションブランド事業及び投資事業を主たる事業として事業活動を展開している。</p> <p>当該各事業における売上高は、国内外の社会情勢の変化に伴う公共事業の多寡や工期の変動、個人消費の趨勢及び不動産市況によって、大きな影響を受ける特性を有している。</p> <p>現下の経営環境における売上高の認識には、その適切性（実在性及び期間帰属の適切性を含む。以下同じ。）について潜在的なリスクが存在していることから、売上高の認識の適切性に関する検討が当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、より慎重な監査上の検討を行う必要がある。</p> <p>加えて、当連結会計年度においては、投資事業における不動産売上高が著しく増加したが、一般的に不動産販売取引は、1件当たりの取引金額が高額であることから、個々の取引が売上高及び利益に与える影響が大きい。また、不動産販売取引は物件ごとの個性が強く、売上計上の時期や方法の判断には、各取引の契約内容を精査する必要がある。このため、契約条件、権利関係の移転及び引渡の事実等を判断した上で、適切に売上高が計上されているか否かについて、さらにより慎重な監査上の検討を行う必要がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、売上高の認識の適切性を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、主として以下の監査手続を実施することにより、投資事業における不動産売上高以外の売上高の認識の適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・売上高に関する会計方針及びその適用方法について関連する内部統制も含めて理解するとともに、売上高の認識の適切性を確保するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。 ・取締役会議事録等の査閲並びに主要な契約書の査閲を行い、通例でない取引条件等の有無を検討した。 ・売上取引をサンプル抽出し、請求書及び契約の完了要件を満たしたことを証する関連証憑等との突合を実施した。 ・必要に応じて、期末日から一定期間の売上取引について抽出し、売上高の計上時期が適切かどうかを検討した。 <p>投資事業における不動産売上高のすべての取引について以下の監査手続を実施することにより、売上高の認識の適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取引の内容等を把握するため、取締役会で承認された不動産販売取引に係る計画書を閲覧するとともに責任者に質問を実施した。 ・売買契約書を閲覧し、考慮すべき契約条件を把握した。 ・権利関係の移転及び引渡の事実等を確認するため、登記簿謄本、引渡の記録に関する書類及び入金証憑等を閲覧した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。

監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社トライアイズの2024年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社トライアイズが2024年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

- ・財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2025年3月28日

株式会社トライアイズ

取締役会 御中

城南監査法人

東京都渋谷区

指 定 社 員 公認会計士 山野井 俊 明
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 山 川 貴 生
業 務 執 行 社 員

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライアイズの2024年1月1日から2024年12月31日までの第30期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアイズの2024年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社の連結子会社であるTRIIS INTERNATIONAL AMERICA INC.は、2025年3月7日開催の取締役会において、有償減資及び配当金の支払いを決議・実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

収益認識の適切性（売上高の認識の適切性）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、投資事業を主たる事業として事業活動を展開しており、当事業年度において不動産売上高が著しく増加した。</p> <p>一般的に不動産販売取引は、1件当たりの取引金額が高額であることから、個々の取引が売上高及び利益に与える影響が大きい。また、不動産販売取引は物件ごとの個別性が強く、売上計上の時期や方法の判断には、各取引の契約内容を精査する必要がある。</p> <p>このように、不動産売上高の認識には、その適切性（実在性及び期間帰属の適切性を含む。以下同じ。）について潜在的なリスクが存在していることから、契約条件、権利関係の移転及び引渡の事実等を判断した上で、適切に売上高が計上されているか否かについて検討することが当事業年度の財務諸表監査において特に重要であり、より慎重な監査上の検討を行う必要がある。</p> <p>以上より、当監査法人は、売上高の認識の適切性を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、投資事業における不動産売上高のすべての取引について以下の監査手続を実施することにより、売上高の認識の適切性に関する十分かつ適切な監査証拠を入手した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 取引の内容等を把握するため、取締役会で承認された不動産販売取引に係る計画書を閲覧するとともに責任者に質問を実施した。 売買契約書を閲覧し、考慮すべき契約条件を把握した。 権利関係の移転及び引渡の事実等確かめるため、登記簿謄本、引渡の記録に関する書類及び入金証憑等を閲覧した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうかを注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付

ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年8月12日

株式会社トライアイズ
取締役会 御中

城南監査法人
東京都渋谷区

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山野井 俊 明

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山 川 貴 生

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社トライアイズの2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年1月1日から2025年6月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トライアイズ及び連結子会社の2025年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

【注記事項】（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2025年7月30日の取締役会において、販売用不動産を売却することを決議し、同日売買契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは期中レビューの対象には含まれていません。